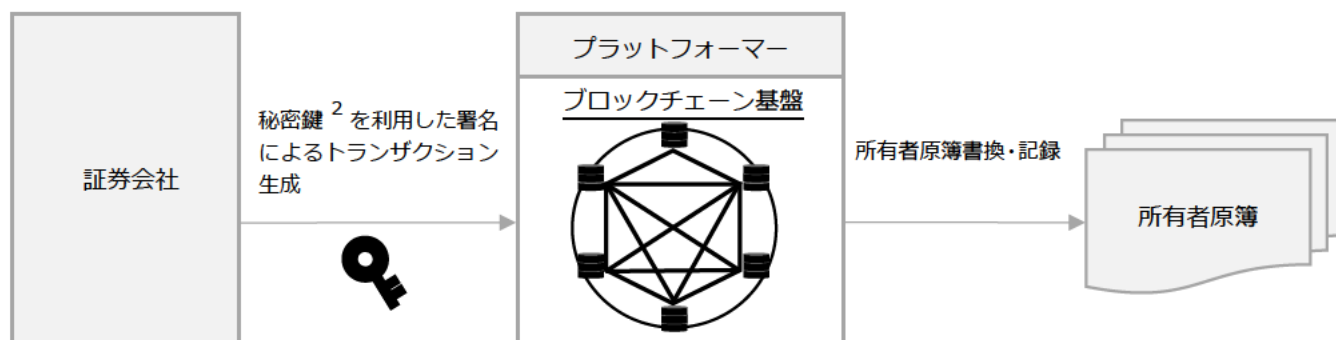


トークン化有価証券（セキュリティトークン）¹に係る仕組みとリスク

(1) トークン化有価証券のトランザクション生成および所有者原簿書換・記録の仕組み



(2) DLT³基盤の種類

	プライベート/コンソーシアム型	パブリック型
(例)	ibet for Fin 等 (トークン化有価証券用に開発・使用)	Bitcoin 等のブロックチェーン
ブロックチェーン基盤への接続、およびトランザクション ⁴ の送信	運営者の許可を得た者のみ接続・トランザクションの送信が可能	不特定多数の者が誰でも接続・トランザクション送信が可能
トークン保有者の特定・追跡	本人特定が容易	本人特定が困難
サイバー攻撃/不正アクセス・取引への耐性	強い	弱い

(3) トークン化有価証券の仕組みとリスク

トークン化有価証券の仕組みについて

- ・ トークン化有価証券は、2020年5月1日に施行された改正金融商品取引法第2条第1項各号の有価証券（例：株券、社債等）のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に規定する「電子記録移転有価証券表示権利等」に該当する商品です。
- ・ トークン化有価証券を取り扱う証券会社は限られています。そのため、他の証券会社に口座移管等を行うことができない場合があります。
- ・ トークン化有価証券は、一般的に金融商品取引所等に上場されていません。そのため、トークン化有価証券の流動性および取引価格は、取扱証券会社の取扱い方針により異なります。
- ・ トークン化有価証券は、「社債、株式等の振替に関する法律」に定める振替機関において取り扱われず、ブロックチェーンを用いたコンピュータシステムをプラットフォームとし、当該システム上の所有者原簿への記録を通じて、その財産的価値の記録および移転が行われます。
- ・ 同プラットフォームのノード⁵上で、トークン化有価証券の移転に必要な秘密鍵による署名がされたトランザクションが実行された場合、当該価値データを移転する他のトランザクションが存在しなければ当該

トランザクションは正常な取引として処理されます。

トークン化有価証券のリスクについて

- ・ 著しい社会秩序の混乱、発行体の事情等によっては、取扱証券会社の判断等により売買を停止し、取引が実施されない可能性があります。このため、お客様がトークン化有価証券を売却（または購入）しようとする際に、希望する時期に希望する価格で売却（または購入）することができない可能性があります。
- ・ サイバー攻撃等による不正取引により、所有者原簿が書き換えられ、実際の権利関係と所有者原簿の記録に乖離が生じる可能性、所有者がトークン化有価証券に係る権利を受けられない可能性および希望する時期にトークン化有価証券を売却できない可能性があります。
- ・ 原簿管理者が管理するシステムや当該システムの利用にあたり使用する通信回線に重大な障害等が発生し、所有者原簿の記録に遅延が生じた場合等には、当事者が当初想定した時点でトークン化有価証券の譲渡の効力が発生しない可能性があります。

1 ブロックチェーンを用いて、発行・記録・移転を行う、デジタルな有価証券

2 公開鍵暗号技術の一種である「デジタル署名」に利用する、本人のみが知り得るデータでパスワードに近いもの。デジタル署名を行うことによりトランザクション内容の改ざんを検知することができる。再発行をすることはできない

3 ネットワークの参加者間で権利の移転を相互認証し、暗号技術を使って実質的に改ざん不可能な形で台帳を共有する、分散型台帳技術の一種。

4 価値データを移転する記録

5 プラットフォームのネットワークに接続するコンピュータ等の端末